

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

子育て・教育

私立・国立小学校の新生児に防犯ブザーを貸与します

区内在住で、4月から私立・国立小学校などに入学する1年生を対象に、防犯ブザーを無料で貸し出します。お越しの際は、お子さんの年齢が確認できるものを持参してください。

①危機管理対策課(区役所東棟5階) = 3月19日(月)~30日(金)午前8時30分~午後5時(土・日曜日、祝日を除く) ②区民課区民係(東棟1階) = 3月31日(土)午前9時~午後5時 ③各区分事務所 = 3月19日(月)~30日(金)午前8時30分~午後5時(日曜日、祝日を除く。水曜日は午後7時まで。24日(土)は午前9時から) ④危機管理対策課 ⑤区立小学校に入学する方には、学校から貸し出し

⑥医療証・⑦医療証を送付します

◇小学校に入学する子

現在、⑥医療証(乳幼児医療証)をお持ちの方で、4月から小学校へ入学する新1年生の保護者宛てに、⑦医療証(義務教育就学児医療証)を3月下旬に送付します(申請不要)。

4月以降、都内の医療機関(調剤薬局を含む)で受診等をする場合は、今回送付する⑦医療証を必ず提示してください。

◇中学校を卒業する子

現在、⑦医療証をお持ちの方で3月に中学校を卒業する方は、4月からは⑦医療証の資格が喪失します。

なお、保護者が、⑧医療証(ひとり親医療証)をお持ちの場合は、お子さんの氏名が記載された⑧医療証を3月下旬に送付します(申請不要)。

※3月中旬に区外へ転出した場合は対象にならないため、送付した⑦・⑧医療証は返却してください。

※中学校卒業後にほかの公費負担医療制度(⑨・⑩・⑪)を希望する方は、別途手続きが必要です。各担当窓口へご相談ください。

⑫⑦・⑧医療証は子育て支援課、⑨・⑩医療証は障害者施策課、⑪医療券は各保健センター

採用情報 ※応募書類は返却しません。

特別区職員I類「一般方式」採用試験

31年4月1日以降に特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合および東京二十三区清掃一部事務組合が採用する職員の採用候補者を決定するための採用試験を実施します。

①第1次試験日 = 5月6日(日) ▶ 試験区分など = 右上表のとおり ▶ 試験案内(申込書)配布場所 = 人事課人事係(区役所東棟5階)、区民事務所、地域区民センター、図書館、就労支援センター、特別区人事委員会事務局 ②①インターネット = 4月1日(日)午前10時

~9日(月)午後5時(受信有効)に特別区人事委員会HP <http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm> から申し込み②郵送 = 4月1日(日)~5日(木)(消印有効)に特別区人事委員会事務局任用課(〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1) ③特別区人事委員会事務局任用課採用係 ☎5210-9787 ④①特別区職員I類「土木・建築新方式」およびⅢ類、経験者採用試験・選考、障害者を対象とする採用選考についても主な受験資格等が発表されています。詳細はお問い合わせください②I類の「土木造園(土木)」「建築」は、「一般方式」(5月6日第1次試験実施)に加え、「土木・建築新方式」を9月2日(日)に実施します。受験資格は「一般方式」と同様です。試験方式等の詳細は、特別区人事委員会ホームページをご覧ください。なお、「一般方式」と「土木・建築新方式」は併願できません

試験区分	採用予定数	主な受験資格 (31年3月31日現在)	
事務	1130名程度	日本国籍を有する昭和62年4月2日~平成9年4月1日に生まれた方(事務の試験区分は点字受験可)	
土木	67名程度		
造園	17名程度		
建築	58名程度		
機械	30名程度		
電気	29名程度		
福祉	119名程度	国籍を問わず、平成元年4月2日~9年4月1日に生まれ、社会福祉士・児童指導員のいずれかの資格を有する方または保育士となる資格を有し都道府県知事の登録を受けている方	
心理	44名程度	国籍を問わず、昭和54年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)の心理学を卒業した方またはこれに相当する方	
衛生監視	(1) 衛生	46名程度	日本国籍を有する平成元年4月2日~9年4月1日に生まれた方((1)は食品衛生監視員および環境衛生監視員の両資格を有する方)
	(2) 化学	7名程度	
保健師	90名程度	国籍を問わず、昭和54年4月2日~平成9年4月1日に生まれ、保健師の免許を有する方	

注1. 受験資格のうち年齢要件は、次のアまたはイの要件に該当する方も含みます。
ア. 平成9年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した方(31年3月までに卒業見込みの方を含む)。
イ. 上記アと同等の資格があると特別区人事委員会が認める方。
注2. 受験資格のうち資格・免許は、31年春までに行われる国家試験等により資格・免許を取得見込みまたは登録見込みの方も含みます。心理の試験区分については、31年3月までに大学の心理学を卒業見込みの方も含みます。その他の受験資格等の詳細については、試験案内を参照してください。

区以外の求人 杉並障害者福祉会館受付職員

①受け付け業務(電話および来館者の対応、施設利用の受け付け、簡単な事務など) ▶ 勤務期間 = 5月1日~31年3月31日(更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職) ▶ 勤務日時 = 月12日程度。午前8時50分~午後1時、午後0時50分~5時(交代制) ▶ 勤務場所 = 杉並障害者福祉会館 ▶ 資格 = 区内在住で障害のある方 ▶ 募集人数 = 若干名 ▶ 報酬 = 時給960円(29年度実績) ②履歴書に障害者手帳の写しを添えて、3月

31日(必着)までに杉並障害者福祉会館運営協議会事務局(〒168-0072高井戸東4-10-5)へ郵送・持参 ③同事務局 ☎3332-6121 ☎3335-3581(第3月曜日を除く。電話は午前8時30分~午後5時) ④書類選考合格者には面接を実施

健康・福祉

「特定保健指導利用券」をお送りします

杉並区国民健康保険加入の方で、特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高い方へ「特定保健指導利用券」をお送りします。

特定保健指導とは、特定健康診査の結果に基づき、専門職(医師、保健師、管理栄養士など)から受けられる生活習慣改善のためのアドバイスや支援のことです。

⑤次の①~③の要件を全て満たす方①40歳以上で杉並区国民健康保険に加入している②特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判定を受けた③高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれの内服治療も受けていない ④国保年金課保健事業担当 ⑤委託事業者(カイツック)から電話で利用のお願いを行います

4月1日から応急小口資金貸付窓口が変更になります

これまで、杉並福祉事務所(荻窪・高円寺・高井戸)、保健福祉部管理課地域福祉係で応急小口資金貸し付けを行っていましたが、4月1日から保健福祉部管理課地域福祉係での貸し付けは終了し、杉並福祉事務所のみで貸し付けを行います。

⑥保健福祉部管理課地域福祉係、杉並福祉事務所(荻窪 ☎3398-9104 ▶ 高円寺 ☎5306-2611 ▶ 高井戸 ☎3332-7221) ⑦杉並福祉事務所荻窪事務所は3月26日に「ウェルファーム杉並」(天沼3-19-16)に移転します

募集します

区営住宅駐車場の使用者

①使用期間 = 原則1年間。更新可。更新料なし ▶ 住宅名(所在地)・月額使用料 = 下表のとおり ▶ 申し込み資格 = ②区内在住の方で、そのことが住民票などで証明できる ③使用する駐車場から約2km以内の範囲に存する住宅・事務所・店舗等に居住し、または業を営む者であるなど ▶ 自動車の種別 = 軽・小型・普通(自動車の形状等によりお断りする場合があります) ▶ 保証金 = 月額使用料1カ月分 ④申込書(住宅課〈区役所西棟5階〉で配布。区ホームページからも取り出せます)に必要な書類を添えて、同課へ郵送・持参(申込順) ⑤同課 ⑥車検証等の提出が必要。空き区画など詳細はお問い合わせください

住宅名(所在地)	月額使用料
下井草二丁目アパート(下井草2-17-8)	1万6000円
阿佐谷北三丁目第二アパート(阿佐谷北3-36-6)	2万円
松ノ木二丁目第二アパート(松ノ木2-3-7)	1万5000円
松ノ木二丁目第三アパート(松ノ木2-11-1)	1万6000円
成田東二丁目第二アパート(成田東2-29-5)	1万8000円
浜田山二丁目アパート(浜田山2-15-43)	2万3000円
富士見丘アパート(久我山2-21-1~3)	1万8000円
久我山四丁目第二アパート(久我山4-50-13~15)	1万7000円
久我山五丁目第二アパート(久我山5-19-1・2)	1万8000円

4月の各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
不動産総合相談会★	①4月6日(金)午前10時~午後4時 ②区役所1階ロビー ③関係資料がある場合は持参	④各団体の杉並支部事務局(土地家屋調査士会 ☎5875-3780、宅地建物取引業協会 ☎3311-4937、司法書士会 ☎6765-0004)、区政相談課
シニアのための就業・起業・地域活動個別相談	①4月7日(土)午前9時~午後5時(1人45分程度) ②ゆうゆう高円寺南館(高円寺南4-44-11) ③区内在住・在勤でおおむね55歳以上の方	④電話で、ゆうゆう高円寺南館 ☎5378-8179
障害者のための就労相談・支援	①月~金曜日午前9時~午後5時(祝日を除く) ②ワークサポート杉並(高井戸東4-10-26) ③区内在住で障害のある方とその家族 ④支援には事前の利用登録が必要。仕事のあっせんは行っていません	④電話・ファクス(12面記入例)で、ワークサポート杉並 ☎5346-3250 ☎5346-3253(土・日曜日、祝日を除く)

※★は当日、直接会場へ。

凡例 ①日時 ②場所 ③内容 ④講師 ⑤対象 ⑥定員 ⑦参加費(記載のないものは無料) ⑧申し込み(記載のないものは直接会場へ) ⑨お問い合わせ ⑩その他 ⑪Eメールアドレス ⑫ホームページアドレス

保険・年金

国民年金への切り替えをお忘れなく

国民年金制度では、他の公的年金に加入しておらず、国内に居住する20歳以上60歳未満の全ての方に、国民年金への加入が義務付けられています。

加入種別は次の3種類に分かれていて、届け出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。

◇国民年金の加入種別

- ▶第1号被保険者 = 自営業・学生・アルバイトなどで、次の第2号被保険者・第3号被保険者以外の方
- ▶第2号被保険者 = 厚生年金に加入している方
- ▶第3号被保険者 = 第2号被保険者に扶養されている配偶者

第2号被保険者が退職すると第1号被保険者となるため、届け出が必要です。また、その方に扶養されている配偶者(第3号被保険者)がいる場合、その方も第1号被保険者への切り替えが必要です。

第1号被保険者への切り替えの手続きは、国保年金課国民年金係(区役所中棟2階)または区民事務

所で行ってください。必要書類などの詳細はお問い合わせください。なお、第2号被保険者・第3号被保険者への加入手続きは勤務先を通して行うことになります。

国保年金課国民年金係

その他

30年度杉並区食品衛生監視指導計画の策定

食品衛生法の規定に基づき公表します。

◇概要

- ①カンピロバクター・ノロウイルス等の食中毒防止対策
- ②食品衛生の国際標準HACCPの義務化に向けた導入支援
- ③食品添加物・表示の適正指導
- ④消費者・事業者・行政間のリスクコミュニケーション推進

◇閲覧場所

杉並保健所(荻窪5-20-1)、保健センター、区政資料室(区役所西棟2階)、区民事務所、図書館、消費者センター(荻窪5-15-13。3月26日から天沼3-19-16ウェルファーム杉並内)。区ホームページからもご覧になれます

◇閲覧期間

3月28日(水)まで(杉並保健所・区ホームページでは期間を過ぎてもご覧になれます)

☎杉並保健所生活衛生課食品衛生担当 ☎3391-1991

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

29年10~12月の住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を区ホームページで公表しています。

◇住民基本台帳の一部の写しの閲覧とは

住民基本台帳に記録されている項目のうち、氏名・住所・生年月日・性別の4項目を閲覧するものです。閲覧申請が認められた場合、必要最小限の範囲で前述4項目の閲覧が可能となります。

◇閲覧が認められる理由

原則、以下の理由以外認められません。

- 官公庁が職務として請求する場合
- 公益性の高い調査研究に利用する場合
- 公共的団体が公益性の高い活動に利用する場合

※閲覧の際は区職員が立ち会います。

☎区民課住民記録係

4月の各種健康相談(予約制)の記載があるものの申し込みは、各保健センターへ。

保健センター名	子育て相談・交流	母親学級(予約制)	平日パパママ学級(予約制)	離乳食講習会	乳幼児歯科相談(予約制)	歯みがきデビュー教室(予約制)	栄養・食生活相談(予約制)	ものわすれ相談(予約制)	心の健康相談(予約制)
荻窪 (荻窪5-20-1) ☎3391-0015	12日(木) 午前9時15分~10時15分	4日(水) 11日(水) 18日(水)	-	25日(水) 午後1時30分~3時30分 ★電話で申し込み(35名。申込順)	午前 13日(金) 27日(金) 午後 5日(木)	19日(木) 午後1時15分 午後1時55分 午後2時35分	13日(金) 午前9時~正午	23日(月) 午後1時30分	11日(水)・16日(月) 午後1時30分
高井戸 (高井戸東3-20-3) ☎3334-4304	9日(月) 午前9時15分~10時	-	-	18日(水) 午前10時30分~午後0時30分	午前 9日(月) 16日(月) 午後 -	-	5日(木) 午前9時~正午	3日(火) 午後1時30分	17日(火) 午後1時30分 27日(金) 午前9時30分
高円寺 (高円寺南3-24-15) ☎3311-0116	26日(木) 午前9時30分~10時15分	6日(金) 13日(金) 20日(金)	23日(月) 午後1時30分~4時	16日(月) 午後1時30分~3時30分	午前 17日(火) 午後 5日(木)	-	3日(火) 午前9時~正午	27日(金) 午後1時15分	6日(金) 午後2時 12日(木) 午後1時30分
上井草 (上井草3-8-19) ☎3394-1212	25日(水) 午前9時~10時	-	-	24日(火) 午前10時30分~午後0時30分 (生後9カ月頃から)	午前 25日(水) 午後 11日(水)	-	-	9日(月) 午前9時30分	16日(月) 午後1時30分
和泉 (和泉4-50-6) ☎3313-9331	20日(金) 午前9時15分~10時15分	-	-	19日(木) 午後1時30分~3時30分	午前 12日(木) 午後 25日(水)	24日(火) 午後1時15分 午後1時55分 午後2時35分	-	19日(木) 午後1時45分	3日(火) 午後1時30分

※1 杉並区に転入し、妊婦・乳幼児健診受診票、予防接種受診票が必要な方は、各保健センターまたは子育て支援課母子保健係(区役所東棟3階)へ。
 ※2 ベビーカー等の盗難が発生しています。会場は狭いためベビーカーで回ることができません。チェーン錠をつけるなど各自でご注意ください。

歯の健康相談	14日(土)午後2時~4時30分。問い合わせは、杉並区歯科医師会(阿佐谷南3-34-3 ☎3393-0391)へ。
--------	---

急病診療と医療情報案内

小児科・内科・耳鼻咽喉科・外科・歯科

☎3391-1599 休日等夜間急病診療所(荻窪5-20-1杉並保健所内)
受け付けは終了30分前まで

小児科 平日: 午後7時30分~10時30分
 内科・小児科・耳鼻咽喉科 土曜日: 午後5時~10時
 日曜日・祝日: 午前9時~午後10時
 外科 日曜日・祝日: 午前9時~午後5時



☎3398-5666 歯科保健医療センター(荻窪5-20-1杉並保健所内)
 歯科 日曜日・祝日: 午前9時~午後5時(受け付けは4時まで)

その他の医療機関案内、急病対応の説明

☎#7399 杉並区急病医療情報センター
(または☎5347-2252)

土・日曜日、祝日: 24時間 / 平日: 午後8時~翌日午前9時

☎5272-0303 東京都医療機関案内サービス(ひまわり)

コンピューターによる自動応答サービス。毎日24時間対応。

駅前滞留者対策訓練

◆荻窪駅前

☎3月20日(火)午後2時~3時30分 場 荻窪駅北口およびその周辺

◆阿佐ヶ谷駅前

☎3月27日(火)午後2時~3時 場 阿佐ヶ谷駅南口およびその周辺

…………… いずれも ……………

☎震度6強の地震が発生し、駅周辺に大量の駅前滞留者が発生したことを想定した訓練を実施 ☎区内在住・在勤・在学の方 園防災課

区内空間放射線量等測定結果

2月に実施した、区内の空間放射線量率および区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定の結果、特に異常はありませんでした。詳細は、区ホームページでご覧になれます。

☎空間放射線量率の測定については、環境課放射能対策担当。区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定については、学務課・保育課。放射能濃度測定の方法については、杉並保健所生活衛生課☎3391-1991

区民等の意見提出手続（パブリックコメント）の結果をお知らせします

「杉並区子ども読書活動推進計画」を改定しました

教育委員会では、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、「広報すぎなみ」29年10月1日号などで改定案を公表し、皆さんからご意見を伺いました。

—— 問い合わせは、中央図書館 ☎3391-5754へ。

● 意見提出期間=29年10月1日～30日 ● 意見提出件数=2件（延べ14項目）

いただいた主なご意見の概要と教育委員会の考え方

ご意見の概要	教育委員会の考え方
乳幼児期に本に親しむことが大切なので、おむつ交換台や授乳室などの施設整備や親子向けイベントを土日に行うなど、図書館に乳幼児親子が来やすい工夫を増やしてほしい。	各図書館では、おむつ交換や授乳のスペースを確保しています。また、おはなし会やわらべうた、赤ちゃんのおもちゃ工作会など、親子向けのイベントは土日を中心に行うほか、平日には「あかちゃんタイム」を設け、乳幼児親子が図書館を利用しやすい環境づくりに努めています。
学校図書館には、内容的に古いものや同じ資料が複数冊あるように思うので、もっと充実させてほしい。	学校図書館の蔵書については、学校司書と司書教諭が連携を図りながら、引き続き、除籍や買い替えなどを適切に進めます。また、学校司書への研修などで情報提供を行い、蔵書の充実を図っていきます。
公共図書館から小学1年生に図書館の利用案内と図書館バッグの配布があるが、その後も継続的な利用指導があると、子どもたちにとって公共図書館が身近になるのではないかと。	各図書館では、学校の長期休業期間に実施する図書館ツアーや、学校訪問時の図書館利用案内等を行い、各学校と連携して継続的な図書館利用の動機付けに努めています。

改定後の「杉並区子ども読書活動推進計画」（30～33年度）の全文、いただいたご意見の概要と教育委員会の考え方は、図書館、教育委員会事務局庶務課（区役所東棟6階）、区政資料室（西棟2階）、区民事務所で4月14日まで閲覧できます（各閲覧場所の休業日を除く）。また、区ホームページ（トップページ「区民等の意見提出手続」〈パブリックコメント〉）でもご覧になれます。

特別養護老人ホーム 「新泉サナホーム」が 開設します（9月開設）

☑所在地=和泉1-44-19 ▶ 運営法人=仁愛会 ▶ 概要=ユニット型特別養護老人ホーム（全室個室） ☑原則、要介護3以上で、在宅で介護を受けることが困難な方 ☑特別養護老人ホーム72名。ショートステイ8名 ☑月額7～17万円程度（介護度および入所者・世帯員の所得により異なります） ☑申込書（区内特別養護老人ホーム・ケア24・高齢者在宅支援課〈区役所西棟2階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）を、区内特別養護老人ホームへ持参 ☑高齢者在宅支援課施設入所係 ☑すでに区内および区外協力特別養護老人ホームへ入所申し込みをしている方で、「新泉サナホーム」へ入所を希望する方も、改めて変更の申し込みが必要

カラスによる被害を 減らしましょう

4～7月ごろはカラスの繁殖期にあたります。この時期の親鳥は非常に警戒心が強く、カラスに威嚇や攻撃を受けたなどの相談が数多く寄せられます。身近なところからカラス被害の対策をしましょう。

カラス被害の対策 4つのポイント

- ① 巣の材料になる針金ハンガーは片付けましょう
都会のカラスの巣の材料は、ほとんどが針金ハンガーで作られています。使った後に必ず片付けましょう。
- ② 巣を掛けやすい枝はなくしましょう
自宅の敷地内に葉や枝が多い樹木などがある場合は、適宜剪定を行い、枝に巣を掛けにくくしましょう。以前に巣を作られたことのある木は、早めに剪定をしましょう。
- ③ カラスの餌場をなくしましょう
都会のカラスにとって、栄養豊富な食べ物を簡単に得ることができるごみ集積所は、格好の餌場です。カラスネットを利用するなど、ごみの出し方を工夫し、しっかりと管理しましょう。
- ④ カラスの餌付けはやめましょう
カラスが人の身近なところに巣を作り、人を襲う原因の一つに、カラスの餌付けが考えられます。カラスは人から餌をもらうことで人を恐れなくなり、より一層人と身近な環境で生活することになります。また、餌付けは生態系のバランスを崩す行為ですから、絶対にやめましょう。

襲われそうになったら

カラスに襲われそうになったら、巣の場所を確認し、そこを避けて迂回路を通るようにします。迂回ができない場合は帽子をかぶるか、傘を差して通るようにします。カラスは背後から頭を狙い、脚で蹴ってきます。

区では、民有地にカラスの巣があり、人に危害を加える恐れがある場合に、卵やひなの捕獲（その際に巣の撤去）を行っています。相談は、「有害鳥獣等相談110番」 ☎5307-0665（月～金曜日午前8時30分～午後5時。祝日を除く）。

なお、民有地以外（都立公園や電柱・鉄塔など）にあるカラスの巣については、各施設管理者へ相談してください。
園環境課生活環境担当



住宅宿泊事業(民泊)に関するルールを策定しました

—— 問い合わせは、杉並保健所生活衛生課 ☎3391-1991へ。

住宅宿泊事業法が6月15日から施行されるに当たり、3月15日から区内で事業を行う事業者からの届け出の受け付けが始まります。

区は、住居専用地域が全体の8割を超える住宅都市としての特性から、今後も良好な住環境の保全を第一と考え、住宅宿泊事業(民泊)の実施について一部制限する条例を制定しました。

また、区では民泊事業者向けのガイドラインを策定し、周辺住民からの理解を得ながら事業の適正な運営の確保を図っていきます。

住宅宿泊事業(民泊)とは

住宅の空き部屋などを利用して、宿泊料をもらって人を宿泊させるサービスのことです。本来、宿泊料をもらって宿泊させる場合は、旅館業法の許可が必要です。しかし、住宅宿泊事業法が施行されると、事業者が区に届け出を行うことで一定のルールの下、年間180日を上限に住宅宿泊事業(民泊)を行うことができるようになります。

杉並区の対応ポイント

1. 条例による区独自の制限を行います

住居専用地域(第一種、第二種の低層および中高層住居専用地域)での家主不在型民泊の場合には、休日前の正午～休日後の正午の期間を除く、月曜日正午～金曜日正午までの期間(平日)の事業実施を制限します。

2. 事業者向けのガイドラインを定めました

1. 事業者が行うこと

① 届け出前の手続き

- ・事前に杉並保健所生活衛生課に相談すること
 - ・周辺住民に対して、事業の計画、苦情・事故・トラブルの発生時の申し出先等について、書面により事前周知を行うこと
 - ・届け出住宅の耐火構造などの安全確保に関する基準の適合状況を確認すること
 - ・分譲マンションの場合は、管理規約の内容等を確認すること
 - ・廃棄物の量、保管・排出方法等を、管轄の清掃事務所に事前に相談すること
- ※ごみは全て事業系ごみのため、有料で処理することになります。

② 届け出後

- ・宿泊者の衛生・安全の確保のため、定期的な清掃等

といった衛生面の管理や、住宅の安全確保に関する基準等を順守すること

- ・宿泊者名簿を確実に記載し、保存すること
- ・宿泊者に対応した言語で、騒音防止、区の喫煙ルール、ごみの分別方法等を説明すること
- ・周辺住民等からの苦情や問い合わせ等に速やかに対応し、記録を残すこと
- ・届け出後に交付される標識を見やすい場所に掲示すること

2. 区が行うこと

- ・事業者に対する助言・指導、法に基づく報告の聴取、改善命令等の措置の実施
- ・警察機関、消防機関等との連携を図る

※事業(予定)者はガイドラインの詳細を区ホームページ等で必ず確認し、事前に相談してください。

住宅宿泊事業(民泊) Q&A

Q 今住んでいるマンションで、住宅宿泊事業(民泊)のトラブルが起きないか心配です。何か対策はありますか？

A 分譲マンションなどの集合住宅の管理規約の確認を！

住宅宿泊事業法では、区が届け出を受ける際にマンションの「管理規約等において住宅宿泊事業を禁止する定めがないこと」または「管理組合に住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がない旨」を確認することとしています。

トラブルを未然に防止するため、住宅宿泊事業(民泊)の施設を認めるか否かについては各マンションの管理組合でよく検討してください。原則としてマンション管理規約を改正し、事業の実施の可否を明確にすることが望ましいと考えられます。

管理規約を改正する場合の詳細は、区ホームページを参照してください。

区民等の意見提出手続(パブリックコメント)の結果をお知らせします

区では、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、「広報すぎなみ」29年12月1日号などで「住宅宿泊事業に関する区のルール(案)」を公表し、皆さんからご意見を伺いました。

区の考え方に基づき、条例案を第1回区議会定例会に提出し、区のガイドラインも策定しました。

—— 問い合わせは、杉並保健所生活衛生課 ☎3391-1991へ。

● 意見提出期間 = 29年12月1日～30年1月4日 ● 意見提出件数 = 33件 (延70項目)

いただいた主なご意見の概要と区の考え方

ご意見の概要	区の考え方
家主同居型の施設は、教育的価値、国際交流による視野の広がり、言語学習、壮年層の生きがい創出(予防介護)、地元商店街等への経済効果等、区にとってプラスの価値を生み出すことが見込まれるので、ぜひとも推進してほしい。	区民の理解を得ながら事業を進めるには、宿泊者や近隣からの苦情等への速やかな対応に懸念がある家主不在型に対しては、一定の制限を行う必要があると考えます。
住居専用地域では、家主の存在・不存在や曜日の指定に関わらず、住宅宿泊事業を認めないでほしい。	住宅宿泊事業法は国内外からの観光客等の宿泊需要に対応すること等を目的としており、区域を指定して事業の実施を全く認めないこと、また、家主不在型の事業を禁止とする制限に関して、国は法の目的に反するとの見解を示しております。
家主不在型の住宅については原則禁止として条例として定めてほしい。また、家主居住と家主不在とで内容を厳しく区別してほしい。	区としては、民泊事業の実施に当たっては、良好な住環境を保全していくことが第一であるとの認識のもと、区民の理解を得ながら事業が実施されていくことが重要と考えています。また、区の観光事業の推進という視点から、国内外からの来訪者の宿泊需要にも対応することも必要です。
期間に制限を設けると、長期の民泊利用がしにくくなることが予想される。制限は必要ない。	これらを考慮し、住居専用地域での家主不在型の住宅宿泊事業について実施期間の制限を行うこととしたものです。

いただいたご意見の概要と区の考え方は、杉並保健所生活衛生課(荻窪5-20-1)、産業振興センター(上荻1-2-1インテグラルタワー2階)、区政資料室(区役所西棟2階)、区民事務所、図書館で4月13日まで閲覧できます(各閲覧場所の休業日を除く)。また、区ホームページ(トップページ「区民等の意見提出手続(パブリックコメント)」)でもご覧になれます。

京王井の頭線 西永福駅

30年度登録制自転車置き場の 利用申請を追加で受け付けます

—— 問い合わせは、交通対策課自転車対策係へ。

追加募集する置き場、募集数

京王井の頭線西永福駅 (B2ブロック、Cブロック (右下図参照))、若干名。

申し込み

申請書 (交通対策課自転車対策係 (区役所西棟5階) で配布) に必要書類 (下表参照) を添えて、同係へ郵送・持参 (午後5時まで)。

申請できるのは、1人につき1台です。重複して利用申請があった場合は承認を取り消します。また、承認上限に達し次第、受け付けを終了します。

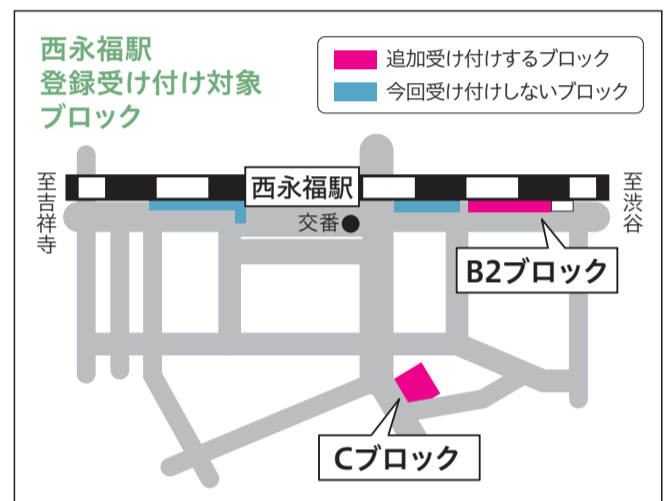
利用期間

4月1日～31年3月31日。

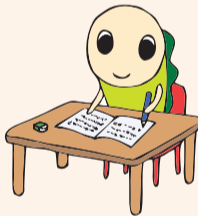
申し込みに必要なもの

対象	必要書類 (写しでも可)	登録料
全員	通勤・通学先の所在地などが確認できるもの (定期券、社員証、在勤証明書、学生証など) ※4月から新たに入学・就職予定の場合は、入学許可証、内定通知書など。	4000円
窓口に書類を持参する方	上記に加え、住所の確認ができるもの (保険証、免許証、住民基本台帳カードなど)	
4月1日現在、小中学生または65歳以上の方	生年月日の確認ができるもの (保険証、免許証、住民票など)	2000円
身体障害者手帳など (右記(1)～(7)) をお持ちの方および(1)～(5)の免除対象者の介助者	(1)身体障害者手帳(2)精神障害者保健福祉手帳(3)愛の手帳(4)特定医療費 (指定難病) 受給者証 (国指定難病患者の方) (5)被爆者健康手帳(6)生活保護受給者証明書(7)中国残留邦人等への支援給付制度の受給者 (本人確認証)	免除

登録手数料の減額・免除を申請する方は、上記のほかに次の書類が必要になります。



図書館で調べ学習を しませんか



春休みの期間中、子どもたちは図書館の会議室や多目的ホールを利用できます。利用できる図書館は下表のとおりです。その他の図書館でも、児童コーナーで皆さんをお待ちしています。—— 問い合わせは、各図書館へ。

図書館	期間・利用時間・場所・対象
中央 ☎3391-5754	📅3月23日(金)～4月4日(水)午前9時～午後5時 📍2階児童資料室 対小学生とその保護者、中学生
高円寺 ☎3316-2421	📅3月23日(金)～4月5日(木)午前9時～午後8時 (日曜日は5時まで) 📍2階YAコーナー 対小学生とその保護者、中学生 他保護者同伴でない小学生は5時まで
成田 ☎3317-0341	📅3月23日(金)～4月4日(水)午前9時～午後7時45分 (日曜日は4時30分まで) 📍2階集会室 他保護者同伴でない小学生は5時まで
南荻窪 ☎3335-7377	📅3月23日(金)～4月5日(木)午前9時～午後5時 📍2階多目的ホール 対小学生とその保護者、中高生
下井草 ☎3396-7999	📅3月23日(金)～4月3日(火)午前9時～午後5時 📍2階多目的ホール 対小学生とその保護者、中高生
高井戸 ☎3290-3456	📅3月24日(土)～4月5日(木)午前9時～午後8時 (日曜日は5時まで) 📍2階多目的ホール 他保護者同伴でない小学生は5時まで
方南 ☎5355-7100	📅3月23日(金)～4月5日(木)午後1時～5時 📍多目的室
今川 ☎3394-0431	📅3月23日(金)～4月6日(金)午前9時～午後5時 (日曜日は4時30分まで) 📍2階多目的室 対小学生とその保護者、中高生

※休館日、行事で使用する日を除く。

※高井戸図書館は、3月24日(土)～26日(月)・28日(水)、4月4日(水)・5日(木)午前9時～正午は利用できません。

30年度

区民健康診査・ 各種がん検診

区民健康診査

(成人等健診・国保特定健診・後期高齢者健診)

受診期間は、誕生月により異なります。指定医療機関で受診してください

4～9月生まれの方 6月1日～10月31日

10～3月生まれの方 8月1日～31年1月31日

※誕生日健診ではありません。上記期間内に受診してください。

がん検診

胃がん検診 (エックス線検査)

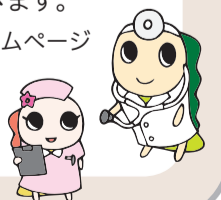
杉並保健所 (荻窪5-20-1) で4月19日から受診できます。

胃がん検診 (エックス線・内視鏡)・肺がん検診・大腸がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診

指定医療機関で、6月1日から受診できます。

※詳細は、4月の「広報すぎなみ」、区ホームページでお知らせする予定です。

📍杉並保健所健康推進課☎3391-1015



ご存じですか

ひとり親家庭等 子育て支援

①児童育成手当

18歳に達する日以後最初の3月31日までの、表1のいずれかの状態にある児童を養育している方で、所得制限限度額未満であれば、児童1人につき月額1万3500円の手当が支給されます。

②児童扶養手当

18歳に達する日以後最初の3月31日（児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満）までの、表1のいずれかの状態にある児童を養育している父または母、養育者で、所得制限限度額未満であればその額に応じて、児童1人目は月額9980円～4万2290円、児童2人目は5000円～9990円、児童3人目以降は1人につき3000円～5990円が支給されます（3月現在。物価スライド等により改定される予定）。

※要件に該当した日から平成15年4月1日で5年以上経過していると、受給対象とならない場合があります（父子家庭を除く）。

※申請者または児童が手当より低額の公的年金等を受給する場合には、その差額分が支給されます。

※所得制限限度額以上のため、手当が受けられない場合でも、翌年以降所得の減少などにより該当する場合がありますので、ご相談ください。

③ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以後最初の3月31日（児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満）までの、表1のいずれかの状態にある児童とその児童を養育し、国民健康保険、社会保険等に参加している方で、所得制限限度額未満であれば、助成が受けられます。ただし、生活保護を受けているとき、医療費が他の公費等で賄われるとき等の場合は、助成は受けられません。

▶助成の範囲＝健康保険証を使って医療機関で診療などを受けたときに、窓口で支払う医療費の保険診療に係る自己負担分を助成します。ただし、申請者または扶養義務者等のいずれかが住民税を課税されている場合は、一部負担金をお支払いいただきます。

①～③共通事項 所得制限限度額未満であるかは、このように計算します

1A 所得制限限度額を計算します

①～③とも表2の税法上の扶養人数から該当する所得制限限度額に、表2の㊦㊧㊨の該当する金額を加算した金額が所得制限限度額となります。

2B 所得額を計算します

①は28年中の所得金額から、表3の該当控除額（当該所得金額に対し受けた控除）を差し引いた後の金額が所得額となります。

②③は28年中の所得金額と28年に児童の父または母から申請者と対象児童が受け取った養育費の8割相当額を合算し、表3の該当控除額を差し引いた後の金額が所得額となります。

※所得金額とは、確定申告をした方は確定申告書の「所得金額」、給与所得のみの方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。

※所得審査については、児童育成手当は5月分まで、児童扶養手当は7月分まで、ひとり親家庭等医療費助成は12月末日までが「28年中の所得」、その後は「29年中の所得」で行います。

3AよりBが小さい場合、手当・助成の対象となります

ただし、②③で扶養義務者や配偶者がいる場合は、その方の所得についても同様に計算し、AよりBが小さいことが必要です。

まずご相談ください

ひとり親家庭等の皆さん 仕事や家事などで悩んでいませんか？

ひとり親家庭等に対し、子ども家庭支援センターや福祉事務所の母子・父子自立支援員が日頃の悩み等の相談をお受けするとともに、ひとり親家庭のサービスをご案内します。また福祉事務所では、家庭相談員が養育や家族関係などの相談をお受けします。

相談内容

(1)ひとり親家庭の子育ての相談

(2)ひとり親家庭の父または母の就労支援など

●ひとり親自立支援プログラム策定 ●就業支援専門員による支援

●自立支援教育訓練給付金

●高等職業訓練促進給付金

●高等学校卒業程度認定試験合格支援

(3)18歳未満の子どもを養育している母子家庭で生活上の支援を必要とする方に対する母子生活支援施設への入居の相談

(4)20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の方が、経済的に自立して、安定した生活が送れるように、父または母の技能習得資金、お子さんの高等学校・専門学校・大学等に進学する際に利用できる修学資金等（12種類）の母子および父子福祉資金貸付の相談

☎(1)(2)は子ども家庭支援センター☎5929-1902、(3)(4)は福祉事務所（荻窪☎3398-9104／高円寺☎5306-2611／高井戸☎3332-7221）

区内にお住まいのひとり親家庭等の方の子育てを支援するため、次のような制度があります。手当や医療費助成の制度は申請をしないと受けることができません。各制度の対象要件に該当する方で、まだ申請していない方は、早めにご手続きをください。また、悩み事の相談やホームヘルプサービス、休養ホームもご利用ください。

—— 問い合わせは、①～③は子育て支援課子ども医療・手当係☎5307-0785、④⑤は子ども家庭支援センター☎5929-1902へ。

④ひとり親家庭等ホームヘルプサービス

ひとり親家庭等の父または母が、就労等何らかの事情で日常生活にお困りの場合、家事などを手伝うホームヘルプサービスを利用できます。

◆対象家庭

義務教育修了前の児童がいるひとり親家庭等で、次のいずれかに該当する家庭

- ひとり親家庭となって2年以内
- 小学3年生以下の児童がいる
- 親が傷病または義務教育修了前の児童が一時的な傷病
- 日常の家事や育児を行っている同居の祖父母などが一時的な傷病

◆内容

食事の世話・住居の掃除・洗濯・育児など

◆利用回数・時間

月12回以内。午前7時～午後10時の間で、1時間単位で2～4時間が基本

◆費用

所得に応じた費用負担あり

⑤ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭等の親と子（20歳未満）が休養やレクリエーションのために区の指定施設を利用するとき、利用料金の一部を助成します。

◆宿泊施設

年度内1人2泊まで、1人1泊6500円を限度に助成。ただし、入湯税・冷暖房料・特別料理などは利用者負担

◆日帰り施設

東京ディズニーランド・東京ディズニーシー・東京ドームシティ アトラクションズ・サンリオピューロランド・としまえん・キッザニア東京。年度内1人1回1500円分の利用補助券を交付。ただし、利用者の年齢により利用補助券の額が1100円となる施設あり。30年度分は、3月26日から交付します

表1 児童の状態

●父母の離婚後、父または母と生計を異にしている
●父または母が死亡している
●父または母に重度の障害（おおむね身体障害者障害程度等級2級以上）がある
●父または母が生死不明
●父または母に引き続き1年以上遺棄されている
●父または母が配偶者からの暴力（DV）で裁判所から保護命令を受けている
●父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
●婚姻によらないで生まれ、父または母と生計を異にしている

表2 所得制限限度額（3月15日現在）

扶養人数	①児童育成手当		②児童扶養手当		③ひとり親家庭等医療費助成	
	申請者	申請者	扶養義務者 配偶者等	申請者	扶養義務者 配偶者等	
0人	360万4000円	192万円	236万円	192万円	236万円	
1人	398万4000円	230万円	274万円	230万円	274万円	
2人	436万4000円	268万円	312万円	268万円	312万円	
3人	474万4000円	306万円	350万円	306万円	350万円	

㊦扶養人数が4人以上の場合は、1人増すごとに所得制限限度額は38万円増加します。
●扶養人数は、所得審査対象年の12月31日現在の所得税法上の扶養人数で、扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族も含まれます。
●扶養義務者とは、申請者と同居の直系血族および兄弟姉妹です。

扶養人数に所得税法に規定する次の方がいる場合は、所得制限限度額に以下の金額を加算します（限度額が上がりません）。

㊧老人扶養親族（1人につき）

●申請者の場合＝10万円

●扶養義務者・配偶者で扶養人数が2人以上の場合＝6万円（扶養親族が老人扶養親族のみの場合、1人目は加算対象になりません）

㊨特定扶養親族および16～19歳未満の控除対象扶養親族（1人につき）

●申請者の場合のみ①児童育成手当＝25万円②児童扶養手当③ひとり親家庭等医療費助成＝15万円

表3 所得からの控除額（3月15日現在）

種類	控除額
一律控除	8万円
寡婦・寡夫控除（※）	27万円
障害者控除（1人につき）	27万円
勤労学生控除	27万円
特別寡婦控除（※）	35万円
特別障害者控除（1人につき）	40万円
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除	控除相当額

※児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成については、申請者が父または母の場合、寡婦・寡夫控除および特別寡婦控除はありません。

みどりのボランティア募集

—問い合わせは、「みどりのボランティア杉並」はみどり公園課みどりの計画係、「すぎなみ公園育て組」「花咲かせ隊」は同課管理係へ。

みどり公園課では、活動内容・活動場所の異なる3種類のみどりのボランティアを募集しています。ご自身にあったボランティア活動を見つけてみてください。

▶みどりのボランティア杉並 (第14期)

地域緑化に関するボランティア活動を始めようとする方のきっかけの場です。生活者の視点を大切にしながら、仲間と一緒に区内のみどりを守り、増やし、育てる活動を行います。

◇参加できる方

区内在住・在勤・在学の方または区外在住で区内に活動場所を希望する方。

◇活動内容

区立公園や「いこいの森」における樹木・草花の維持管理、花壇の管理、民有地の落ち葉掃き、みどりの新聞の編集などを行います。

◇区からの支援

道具の貸し出し、ボランティア保険への加入費用の支援、他のボランティアグループとの情報交換のお手伝いをします。

◇その他

登録期間は4月～32年3月(原則2年間。1回まで更新可(最長4年間))。登録後は、地域ごとに他の登録者と共に活動します。活動内容の説明会やボランティアの顔合わせ会も予定しています。

▶すぎなみ公園育て組

地域の方が、自分たちで選んだ公園の清掃や植栽の手入れなどの活動を自主的・主体的に行い、区がこれを支援する制度です。地域の方が公園との関わりを持つことで、地域の連帯感を高め、公園利用のモラルを向上させることや、地域に親しまれ愛される公園に育てていくことを目的としています。

◇参加できる方

継続して月1回以上活動できる、5人以上の、区民による団体または区内で活動している団体・グループ。

◇活動内容

活動を希望する区立公園で、清掃活動や既存の低木のせん定、除草や水やりなどを行います(活動内容は選択できます)。事前に区と協定を結び、活動場所や活動内容などを取り決めます。

◇区からの支援

清掃用具・園芸用具・ベストや腕章などを支給・貸与します。また、ボランティア保険に加入します。

▶花咲かせ隊

区立公園等で花壇づくりなどの緑化活動を地域の方が行い、公園の利用拡大や地域活動の活性化を図り、区がこれを支援する制度です。地域の環境を良くすることで、緑化意識を高めることを目的としています。

◇参加できる方

継続して活動できる、5人以上の区内在住者からなる団体・グループ。

◇活動内容

活動を希望する区立公園で、花壇のデザインを考えることから始め、花の植え付けや除草・水やりなど日常の維持管理を行います。花壇の広さは、原則1グループ4㎡程度です。

◇区からの支援

花の苗(年3回)・肥料(年1回)・園芸用具・腕章などを支給・貸与します。また、ボランティア保険に加入します。

申し込み方法

◇みどりのボランティア杉並を希望する方

ハガキ・ファクスに住所、氏名(フリガナ)、連絡先、「みどりのボランティア杉並」参加希望と書いて、3月30日(必着)までにみどり公園課みどりの計画係☎5307-0697。

◇すぎなみ公園育て組・花咲かせ隊を希望する方

参加の申し込みは、みどり公園課管理係で随時受け付け。



民営化宿泊施設等をご利用ください



真田一族の居城・岩櫃城址にたたずむ コニファーいわびつ

新緑の小諸・軽井沢・群馬を巡る体験型 「大人の修学旅行」2泊3日のバスツアー

日程 5月23日(水)～25日(金)、5月30日(水)～6月1日(金)、6月6日(水)～8日(金)・13日(水)～15日(金)・20日(水)～22日(金)、7月11日(水)～13日(金)

行程(予定) 1日目=阿佐ヶ谷駅南口→コニファーいわびつ(おきりこみうどん手打ち体験)→ハッ場ダム見学→コニファーいわびつ▶2日目=懐古園→軽井沢千住博美術館→軽井沢ブルワリー▶3日目=ヤマキ醸造→塩船観音寺→阿佐ヶ谷駅南口

料金(2泊3日〈7食〉お土産付き) 3万5800円(3歳～小学生3万円。65歳以上・障害者3万3800円)

※いずれも区民補助金適用後の料金。

区外の方はお問い合わせください

最少催行人数 15名(出発の7日前までに催行決定)

申し込み・問い合わせ 電話で、コニファーいわびつ(群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町4399 ☎0279-68-5338)



協定旅館 湯の里「杉菜」



直行バスのご案内

阿佐ヶ谷駅南口～湯の里「杉菜」間の直行バスを運行します(宿泊予約時にお申し込みください)。

運行時間

●阿佐ヶ谷駅南口(午後1時)→湯の里「杉菜」(午後3時30分予定)

●湯の里「杉菜」(午前9時30分)→阿佐ヶ谷駅南口(正午予定)

※時刻は道路渋滞等で変更になることがあります。

運行日程 4月9日(月)・10日(火)・12日(木)・16日(月)・17日(火)・19日(木)・24日(火)・26日(木)・27日(金)、5月7日(月)・8日(火)・10日(木)・21日(月)・22日(火)・24日(木)・28日(月)・29日(火)・31日(木)、6月4日(月)・5日(火)・7日(木)・18日(月)・19日(火)・21日(木)・25日(月)・26日(火)・28日(木)、7月2日(月)・3日(火)・5日(木)・17日(火)・18日(水)・20日(金)・23日(月)・24日(火)・26日(木)、9月3日(月)・4日(火)・6日(木)・10日(月)・11日(火)・13日(木)・18日(火)・20日(木)・21日(金)・25日(火)・27日(木)・28日(金)

料金 片道2400円(往復4200円)。子供=片道1500円(往復2700円)

最少運行人数 10名(出発の3日前までに運行決定)

申し込み・問い合わせ 電話で、湯の里「杉菜」(神奈川県足柄下郡湯河原町宮上279 ☎0465-62-4805)

広告

相談 弁護士・税理士と話せる相続ガイド

お申し込みはコチラ▶

03-4334-5205

東京都千代田区大手町1-7-2
東京サンケイビル29F
☎ 03-4334-5205
■ SL15-1480-0099

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。